

募集要項に関する質問回答

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	数	カナ	英字		
1	参加資格	4	8	(1)	①			「参加者の構成は、設計企業と施工企業による共同企業体とし、・・・」とあります。 建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っている「施工企業の設計部門」は、設計企業に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っている「施工企業の設計部門」を、設計企業として取り扱うことは可としますが、設計企業が共同企業体である場合のみの参画に限定し、単体企業で設計企業となることは認めません。また、設計企業が共同企業体の場合においても、「施工企業の設計部門」を、代表構成員とすることは認めません。
2	参加資格	4	8	(1)	③			「・・・ただし、工事監理業務を施工企業が行うことは認めない。」とあります。 建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っている「施工企業の設計部門」が、設計業務を行うことは可能との理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照してください。 「設計業務管理技術者」及び「建築設計主任技術者」については、単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要なことから、「施工企業の設計部門」から配置することはできません。
3	参加資格	4	8	(1)	③			「工事監理業務を施工企業が行うことは認めない」とありますが、分割実施方式又は併用方式によって工事監理業務を行わないことを明確化すれば、施工企業が設計企業(共同企業体)の構成員(非代表構成員)となり設計業務を行うことが可能である、と解釈してよろしいでしょうか？ その場合、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者を施工企業の設計部門から配置することが可能である、と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
4	参加資格	4	8	(1)	③			また「施工企業の設計部門」が、設計業務を行うことが可能な場合、6ページ、(3)設計企業の参加資格要件に記載の「ア設計業務管理技術者」以下、全ての配置予定技術者を対象として選任できるとの理解でよろしいでしょうか。	「施工企業の設計部門」からの技術者の配置については、6ページ、(3)設計企業の参加資格要件に記載の「ウ 構造設計主任技術者」から「カ コスト管理主任技術者」までを可とします。
5	参加資格	4	8	(1)	⑤			「設計企業が共同企業体の場合、建築分野を担当する企業を代表構成員とする。」とあります。 建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っている「施工企業の設計部門」が、設計企業として建築分野を担当し、代表構成員にて参画可能との理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照してください。

募集要項に関する質問回答

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	数	カナ	英字		
6	設計企業の参加資格要件	6	8	(3)				敷地Bは公園を整備する計画となっておりますが、設計企業体に公園設計・監理を担当する企業が参加する場合、参加資格要件はどのように考えたらよろしいですか。	6ページ①及び②の資格要件を満たす必要があります。当該企業を代表構成員とする場合は、③及び④についても必要となります。
7	設計企業の参加資格要件	6	8	(3)	②			設計企業の参加資格要件に、「別途資料「本募集要項10(2)①キ～セ」を提出して」とありますが、p10の「ク」及び「セ」は施工企業が提出する書類となっています。設計企業は「ク」及び「セ」を提出する必要は無い、と解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
8	参加資格	6	8	(3)	③			建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っている「施工企業の設計部門」が、設計企業の代表構成員として参画可能との理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照してください。
9	参加資格	7	8	(3)	④	カ		「コスト管理主任技術者」は、他業務との兼務可、また非常駐との理解でよろしいでしょうか。	コスト管理技術者の本件以外の案件との兼務や非常駐は可とします。
10	参加資格	9	8	(3)	⑥			「また、構造、電気設備、機械設備分野において、再委託先を含む主任技術者が所属する事務所(以下「協力事務所」と言う。)が、他の参加者の協力事務所となっていないこと。」とあります。建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っている「施工企業の設計部門」が、再委託先として参画可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	施工企業の参加資格	9	8	(4)	④	アイウ		施工企業が配置する「統括管理技術者」、並びに「監理技術者」、「施工計画主任技術者」について、参加申請時点で一名に特定できない場合は、候補者を複数あげることが可能でしょうか。その中から契約時まで指定します。	「統括管理技術者」及び「監理技術者」については、1名とし、各主任技術者については、複数配置を可とします。
12	施工計画主任技術者について	10	8	(4)		ウ		「施工計画主任技術者」について、監理技術者と兼務ができるものと考えてよろしいでしょうか。なお、この場合、統括管理技術者との兼務はおこなわない。	「施工計画主任技術者」と「監理技術者」の兼務は不可とします。
13	参加資格	10	8	(4)	④	エ		「コスト管理主任技術者」は、他業務との兼務可、また非常駐との理解でよろしいでしょうか。	No.9の回答を参照してください。

募集要項に関する質問回答

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	数	カナ	英字		
14	参加表明書等の提出	11	10	(1)	④			参加表明書等として、電子データの提出が求められていますが、PDF形式での提出としてよろしいでしょうか。 同様に、P14 12(1)④の、2次審査のための技術提案書の電子データについても、PDFファイル形式での提出としてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
15	配置予定技術者従事証明	12	10	(2)	③			「配置予定技術者の従事状況の証明書類(社内資料でも可)を提出すること」とありますが、社内資料として弊社支店代表者印による従事証明書によって従事状況を証明して宜しいでしょうか。	記載いただいている内容で問題ありません。
16	設計受賞実績	12	10	(2)	④			設計受賞実績の受賞者が、個人ではなく設計事務所である場合、配置予定技術者の従事証明書類の提出は必要でしょうか？	当該技術者が携わった実績であることを示す書類が必要です。
17	設計受賞実績について	12	10	(2)	④	オ		通常ア～エの全国対象の賞と同等として、日事連建築賞も該当するものと思われそうですがいかがでしょうか。	募集要項のとおりとします。
18	設計受賞実績について	12	10	(2)	④	—	—	受賞実績に関して、同一物件で複数受賞がある場合は、どちらか一つのみと考えて宜しいでしょうか。	同一物件に対して複数受賞がある場合は、複数の実績とすることを可とします。
19	作成要領	13	10	(3)	①			「使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、」とありますが、企業の実績または配置予定技術者の実績が海外物件である場合、次のような書類の提出でよろしいでしょうか。 ・契約書の写し及び平面図等の写し： 英語である場合は英語のまま提出。 英語以外の言語である場合は、必要箇所の和訳を併記して提出。和訳は社内で行い、翻訳証明は添付しない。 ・通貨：現地通貨による金額、近日の為替レート及び日付、換算した日本円による金額を併記。	記載いただいている内容で問題ありません。
20	技術提案書の企業名について	14	12	(2)				「技術提案書の副本には、企業名を入れない」とありますが、提案書の表紙等に企業名を入れないということで宜しいでしょうか。また、提案内容において、企業が特定できるような表現も不可ということで宜しいでしょうか。	提案書の表紙だけでなく、独自技術や実績などの提案を行う場合にも、企業名は入れないようお願いいたします。
21	技術提案書の作成要領	14	12	(2)				「技術提案書の副本には、企業名を入れないこと」とありますが、様式5の実施体制や役割分担にも、企業名を記載してはならないということでしょうか？	ご理解のとおりです。

募集要項に関する質問回答

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	数	カナ	英字		
22	全体エリアイメージ提案	16	12	(2)	⑩			敷地C・Dの整備計画検討の参考とするため、地下駐車場の図面を提供していただけないでしょうか。	平面図、立面図及び断面図を本市ホームページにて公開します。
23	全体エリアイメージ提案	16	12	(2)	⑩			三行目「・・・敷地C・Dや市道市役所前線等を含めた敷地A～Dの全体整備・・・」とあります。 貴市ホームページに「(次なる茨木・クラウドプロジェクト)元市民会館・暫定広場解体後の暫定広場活用ワークショップ」の7/15開催報告と配布資料が公開されております。 事業者提案の参考として、当日交わされた議論内容、また参加者から出された意見などを開示していただけないでしょうか。	ワークショップの内容を取りまとめたものを、参加表明をいただいた共同企業体代表企業に提示します。
24	公開プレゼンテーション	16	12	(4)	②			公開プレゼンテーションに模型を持ち込むことは可能でしょうか？可能な場合、個数や寸法の制限があれば教えてください。	提案内容を示すものであれば、模型の使用は可とします。なお、個数や寸法に制限は設けませんが、会場へのスムーズな搬出入や、展開、撤収など審査が円滑に進行するようご協力をお願いいたします。
25	本契約締結不可事由	17	13	(3)				「仮契約期間中において、受注者の都合や不正行為等の重大な事由により本契約が締結できなくなった場合」とありますが、「不正行為等の重大な事由」とは何を指しますでしょうか。根拠となる要綱等がございましたらご教示ください。	主に契約約款(案)第56条～58条に記載の事項を想定しておりますが、具体的な事象に応じて個別に判断することとします。
26	違約金	17	13	(3)				受託候補者が本契約に至らない場合の違約金(落札金額の100分の10)について、2019年度に公告となった近隣自治体等(大阪府・高槻市・大阪府立病院機構)発注工事の違約金(落札金額の2～3%)と比して非常に高いため、他事例同等の率への変更をご検討いただけないでしょうか。	募集要項のとおりとします。
27	違約金について	17	13	(3)	—	—	—	受託候補者が契約に至らない場合の違約金が落札金額の100分の10となっております。本プロポーザルの参加者の構成は、設計企業と施工企業の共同企業体となっております。 以上のことから、落札金額の内訳(設計費、建設工事費)をご考慮頂き、設計企業が負う落札金額は設計費に限定されると解釈させて頂いて宜しいでしょうか。	違約金が発生した場合の負担割合については、共同企業体の参加企業間で協議をお願いいたします。
28	支払条件	17	13	(7)				「支払いは、一部を除き、原則として各業務終了後に支払うものとする」とありますが、「各業務」の具体的な想定を示していただけないでしょうか。	前払金を除き、各年度ごとの出来高によって支払うこととします。

募集要項に関する質問回答

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	数	カナ	英字		
29	技術提案の取り扱い、措置等	18	15	(2)				「また、技術提案の内容が達成されなかったときは、事業者の不可抗力により達成されない場合を除き、事業者は発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、発注者と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行することを認める場合もある。」とあります。 違約金適用については、事業者が自ら提案しているにもかかわらず、故意による不履行や欠落に限定していただきますようお願い申し上げます。 事業者提案による数値目標や定められた法規など、第三者が見ても未達成であることが明白なものに対する措置は当然ですが、判別が難しい内容については、個別に協議をお願い申し上げます。	具体的な事象に応じて、協議及び判断することとします。
30	[一次審査] 審査基準 配置予定技術者	20	18	(1)	②			各々の資格要件を満たせば、 ア.設計業務管理技術者 イ.建築設計主任技術者 キ.工事監理業務管理技術者 ク.建築工事監理主任技術者 この中で、いかようにでも兼務組み合わせ可能と読み取れます。 「ア」と「キ」の両管理技術者を兼務の場合、配点は10のまま(0.8を乗じない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 設計業務内での兼務や、工事監理業務内での兼務の場合は同時期の業務となるため0.8を乗じ、設計業務と工事監理業務の兼任については実施時期が異なるため0.8を乗じないとの考え方です。
31	[一次審査] 審査基準 配置予定技術者	20	18	(1)	②			また上記に加え、各々の資格要件を満たす場合、 「ア」と「イないしク、またはイク共」の兼務、「キ」と「イないしク、またはイク共」の兼務も想定されます。 「ア」ないし「キ」の管理技術者が、「イないしク、またはイク共」の主任技術者を兼務の場合、「イ、ク」の配点5.0に0.8を乗じるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問のケースについては、以下の計算となります。 ア・イ⇒イ(5.0)×0.8 ア・ク⇒係数なし ア・イ・ク⇒イ(5.0)×0.8 イ・キ⇒係数なし キ・ク⇒ク(5.0)×0.8 イ・キ・ク⇒ク(5.0)×0.8 No.30の回答も参照してください。

募集要項に関する質問回答

No.	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	数	カナ	英字		
32	[二次審査] 審査項目・配点	21	18	(2)	①			審査項目①に記載の「業務の実施方針及び実施体制」、「業務の工程計画」につき、意図なざる評価の詳細をお示しいただけないでしょうか。 要項13ページ、11一次審査(1)一次審査についての最下行に「一次審査の評価点は一次審査のみに使用する」とありますが、審査項目①内容欄には「・・・役割分担等の実施体制」とあります。 一次審査で完結のはずの兼務体制等が、もし二次審査で評価対象となるなら、22ページの審査基準に則って高評価を得るため、求められている全ての配置予定技術者を兼務なしで選任する等の検討が必要となります。	総合的な実施体制について評価をしますが、具体的な評価内容についてはお答えできません。
33	工事請負契約約款 (設計・施工一括) (案)							8/6に貴市ホームページへ追加掲載された約款表紙に記載の通り、受託候補者選定後、詳細内容について協議のうえ契約締結をお願い申し上げます。	詳細については協議することとします。